

労務理論学会会則

(名称)

第1条

本会は、労務理論学会と称する。

(目的)

第2条

本会は、経営労務の理論的研究を目的とする。

(事業)

第3条

本会は、次の事業を行う。

1. 研究会の開催。
2. 出版物の編集と刊行。
3. 研究機関、研究者との国際交流。
4. その他、本会の目的と合致する事業。

(会員)

第4条

本会は、本会則第2条の「目的」に賛同し、第3条の事業に参加する者によって構成される。会員の種類は、経営労務の理論的研究に貢献できると理事会が判断した、個人＝一般会員、大学院博士（または、修士）課程に在籍する大学院生＝院生会員、海外に2年以上居住する日本人研究者＝在外会員、海外に居住する外国人研究者＝海外会員、および法人・団体など＝法人会員、以上の5種類とする。

第5条

会員は、所定の会費を納入し、学会の事業に参加する。個人会員の会費は年額7,000円、院生会員、在外会員、海外会員および常勤職をもたない一般会員の会費は年額4,000円、法人会費は年額2万円とする。なお、海外会員については理事会の判断によって会費を免除することができる。但し、法人会員は選挙権および被選挙権をもたない。

第6条

第2条の「目的」に賛同し、第3条の事業に参加する意志を有する者は、理事会の承認によって、本会の会員になることができる。

第7条

本会会員は、本人の都合により退会を申し出て、理事会の承認によって、「依願退会」することができる。

(2) 会員が逝去した場合は「自然退会」と見なす。

(3) 3年以上会費未納の会員は「未納退会」とし、再入会するためには退会に至る期間の学会費を完納しなければならない。

第8条

会員であり多年にわたり労務理論学会の発展に貢献した者を名誉会員とすることができる。名誉会員は、会員歴30年以上で満75歳以上の会員のなかから会長の推薦により、理事会が推挙する。名誉会員は、会費を免除される。ただし、学会の有料刊行物配布を希望する場合は、実費を負担するものとする。

(役員)

第9条

本会に次の役員をおく。役員任期は3年とし、重任を妨げない。ただし、3選は認めない。

- | | |
|---------|----------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 常任理事 | 4～5名 |
| 4. 理事 | 14名以上20名 |
| 5. 幹事 | 15名以内 |
| 6. 会計監事 | 2名 |

第10条

会長は、理事会において理事の中から互選する。

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

会長は、理事会を召集し、その議長となる。

第11条

副会長は、理事会において理事の中から互選する。

副会長は、会長を補佐し、会務の円滑な運営を確保する。

副会長は、会長に事故あるときは、その代理となる。

第12条

常任理事は、理事会において理事の中から互選する。

常任理事は、会長、副会長を補佐し、常務を処理する。

第13条

理事は、総会において会員の中から互選する。

理事は、理事会を構成して、会務を処理する。

理事会の決議は、出席者の過半数による。

第14条

幹事は、会員の中から理事会の承認をへて会長が委嘱する。

幹事は、理事を補佐して会務を遂行する。

第15条

会計監事は、総会において会員の中から互選する。

会計監事は、学会の会計を監査し、総会に報告する。

第16条

本会に顧問をおくことができる。

顧問の委嘱は、理事会の推薦にもとづき総会の承認をへて会長が行う。

顧問は、理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、決議には参加しない。

また、顧問は会費を免ずる。

(総会)

第17条

本会は、毎年1回、会員総会を開催する。

1. 総会の招集は、理事会が行う。
2. 理事会は、総会の議題、日時、会場について会員に通知する。
3. 総会は、理事の選出、予算、決算の決定、その他本会の運営上の重要事項について審議する。
4. 理事会が必要と認めるとき、会員の2分の1以上の請求があるときには、臨時総会を開くことができる。

第18条

会長は、総会において議長となる。会長に事故あるときは、副会長が代理する。

第19条

総会における決議は第23条の場合を除き、過半数による。

可否同数のときは、議長が決定する。

(大会)

第20条

本会は、毎年1回、研究報告の大会を開催する。大会事務を処理するために、会長は、会員の中より大会委員を委嘱する。

(部会)

第21条

本会は、理事会の承認をへて、地域別、テーマ別の部会を組織することができる。

(会計期間)

第22条

本会の会計期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会則の変更及び本会の解散)

第23条

本会則の変更及び本会の解散は、理事の過半数の提案により会員総会における出席会員の3分の2以上の賛意を必要とする。

(本会の所在地)

第24条

本会の所在地は、財務担当理事（会計担当）の研究室内に置く。

(設立年月日)

第25条

本会の設立年月日は1991年5月10日とする。

付則

(事務局)

第26条

本会の事務局及び事務執行に必要な細目は、理事会がこれを定める。

(2) 本会の事務局は、下記の通りとする。

会 長 中村艶子

〒610-0394 京都府京田辺市多々羅都谷 1-3 同志社大学

グローバル・コミュニケーション学部

理事(財務) (会計担当) 伊藤大一

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅 2-2-8 大阪経済大学 経済学部

事務局 谷本 啓

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町 601 同志社大学 商学部

(施行期日)

第27条

本会則は、1991年5月10日より施行する。

(改訂：2002年6月 8日)

(改訂：2003年6月14日)

(改訂：2007年5月12日)

(改訂：2021年6月26日)

(改訂：2022年7月30日)